

日本歯科医史学会会則

制定 昭和43年3月1日
改正 昭和47年4月1日
昭和48年4月20日
昭和50年4月1日
昭和51年4月1日
昭和53年4月1日
昭和55年10月11日
昭和60年11月1日
昭和63年10月23日
平成2年9月29日
平成11年10月9日
平成27年10月3日

名 称

第1条 本会は、日本歯科医史学会と称する。

事 務 所

第2条 本会の事務所は、千葉県松戸市栄町西2丁目870-1 日本大学松戸歯学部歯科麻酔学講座に置く。

目 的

第3条 本会は、歯学、歯科医療及び歯科保健並びにその制度に関する歴史を研究し、それ等の進展に寄与するとともに会員相互の親睦をはかることを目的とする。

事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 総会の開催（定時年1回、臨時随時）
- (2) 学術大会の開催（年1回）
- (3) 月例研究発表会（原則として毎月1回、日本歯科医史学会第 回 月例会という。）
- (4) 機関誌「日本歯科医史学会々誌」の発行
- (5) 国内及び国外の研究団体との連絡、協調
- (6) その他必要な事業

会 員

第5条 本会の趣旨に賛成し、その目的達成に協力しようとする者は、会員となることができる。本会の会員は、正会員、維持会員及び準会員（学生会員）とする。

- 2 正会員は、研究成果を学会又は月例研究発表会及び機関誌に発表することができる。
- 3 維持会員は、本会の目的及び事業に対し維持会費を納入する個人又は法人であって、理事長の承認を得た者とする。
- 4 準会員は、大学及び大学院等在学中の学生であって、理事長の承認を得た者とする。
- 5 維持会員及び準会員は、正会員と同じく研究成果の発表をすることができる。

役 員

第6条 本会は次の役員を置く。

- 理事長 1名（代行をおくことができる）
理 事 若干名（うち若干名を常任理事とすることができる）
監 事 2名

- 2 理事は、理事会において理事長1名を選出する。理事長は本会を代表する。
- 3 理事は理事長を補佐し、会務の執行にあたる。
- 4 監事は、会計及び会務の執行の状況を監査する。

役員を選任及び任期

第7条 理事及び監事は、総会において正会員中より選出する。

- 2 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

名 誉 会 員

第7条の2 本会に名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は満65歳以上の者であって、正会員として本会の運営並びに発展その他につき、とくに功績顕著な者について、理事会の決議により推薦する。

3 名誉会員の会費は、免除する。

顧問

第8条 本会に顧問若干名を置く。

2 顧問は、会務の運営につき協力を得るため、各歯科大学長（大学歯学部長を含む）及び理事長の指名する学識経験者に委嘱する。

3 顧問の任期は、委嘱した理事長の任期に準ずるものとする。

評議員

第9条 本会に評議員若干名を置く。

2 評議員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 評議員は、主要な会務について理事長の諮問に応ずるものとする。

4 評議員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

5 補欠又は増員による評議員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

6 評議員会の議長は理事長又は理事長の指名により定める。

総会

第10条 総会は、理事長が招集し、議長となり次の事項を審議する。

- (1) 予算並びに決算
- (2) 入会金、会費等の決定
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の変更
- (5) その他理事会又は評議員会において必要と認めた事項

2 前項各号の決定は、出席者の過半数の同意を得なければこれを行なうことができない。

学術大会

第10条の2 第4条第2号に規定する学術大会は、総会の際に行なうことを原則とする。

2 学術大会の会長は、理事会において推薦し、理事長が決定する。

3 会長の任期は、学術大会を決定した総会の翌日から次期学術大会の終了した日までとする。

4 会長は、必要に応じ理事会に出席し、学術大会の企画、運営に関し意見を述べる。

5 学術大会開催準備のため準備委員会を設けることができる。

6 準備委員会の委員及び委員長は、会長の推薦により理事長が委嘱する。

7 学術大会において行った会長講演又は特別講演は本誌に掲載することを原則とする。

役員会

第11条 理事会と評議員会を役員会と称し、理事長が必要と認めたとき招集する。

2 評議員会は、理事長が諮問した事項について審議し、答申する。

経費

第12条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他収入をもって支弁する。

入会金

第13条 本会の入会金は、正会員については1,000円、維持会員については5,000円とする。ただし、準会員については入会金を免除することができる。

会費

第14条 本会の会費は、年額正会員については10,000円、維持会員については10,000円以上、準会員については2,000円を前納するものとする。

2 会費を2年以上滞納した者は、理事会において、これを退会したものとみなすことができる。

会計年度

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

支部

第16条 本会は、適当と認めた地域に支部を設けることができる。

2 支部は、本会会則にならって支部会則を作り、役員を選びその運営を図るものとする。

付則

施行期日

1 本会則は、平成27年10月3日より施行する。